

総合評価方式の評価について

総合評価方式を評価する視点

総合評価方式は、**価格**のみの競争でなく、**技術力**のある企業を評価し、より良い**工事目的物**を完成させることを目的としていることから、**入札段階**と**竣工段階**で評価する。

○ 試行件数

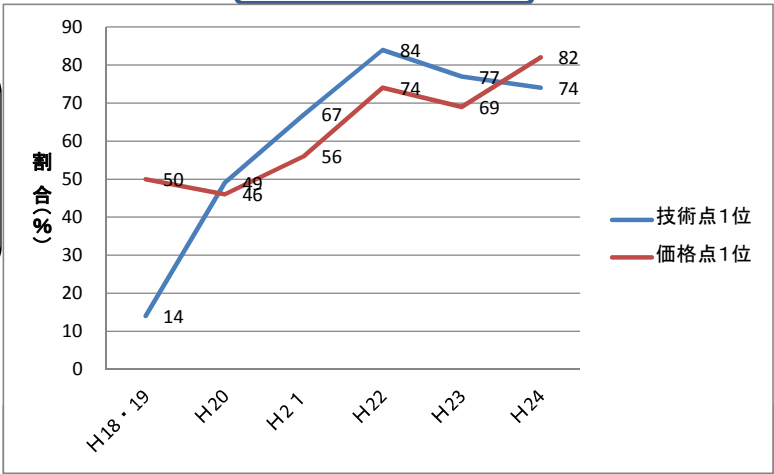
年度	件数
H18	4件
H19	10件
H20	137件
H21	115件
H22	125件
H23	275件
H24	121件
合計	787件

※平成23年度の有効件数は271件

総合評価方式の入札結果

入札段階の評価

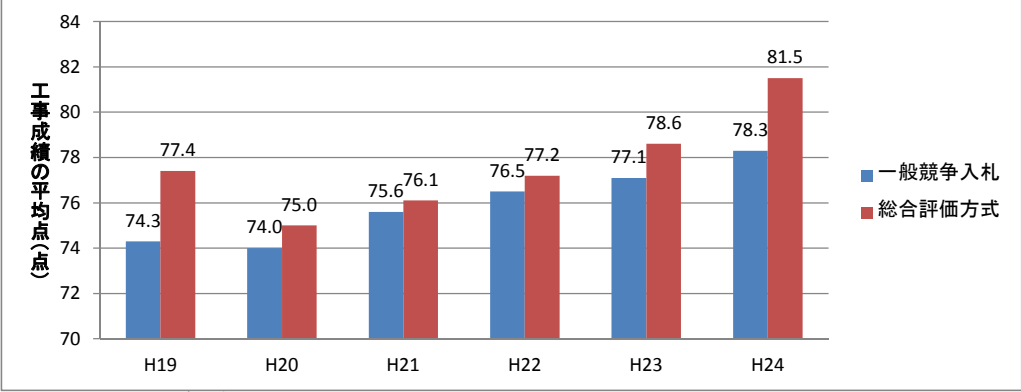
落札者は、技術点・価格点の最高得点者の占める割合が**概ね増加傾向**にあり、落札者の技術点1位及び価格点1位が占める割合は、**70%以上**となっている。



工事成績の変化

竣工段階の評価

総合評価導入後、工事成績評定点が年々高くなっている。又、総合評価方式による工事成績評定点の平均点が一般競争入札に比べて更に高くなっている。



※H18年度は竣工なし

まとめ

以上により**総合評価方式**は、価格のみ評価する**一般競争入札**と比べ
 ・**技術力**を持ち合わせた**会社**との契約
 ・**質の高い工事目的物の完成**
 という目的に対して、一定の**効果**が出ており、**工事の品質向上**につながっていると思われる。

○平成25年度試行にあたっての改善事項

課題	改善事項
中小企業の経営に負担	・原則として、5,000万円以上の工事を対象とする。 ・ただし、5,000万円未満であっても、周辺環境・安全性等に配慮や工夫を要する土木工事などについては案件により総合評価の対象とする。
低価格入札への対応	基準価格（最低制限価格）を下回る場合は、失格とする。
若手技術者の育成	案件により主任（監理）技術者と同等以上の資格要件を有している現場代理人のどちらか有利な実績を評価する。
適正な競争性の確保	4工種に区分し、区分ごとに受注回数に応じて持ち点を減点